事務所通信

令和８年６月号
山本修税理士事務所
株式会社　川島経営研究所
http://www.kawa-kei.co.jp
〒105-0014 東京都港区芝 2-2-15 芝ﾋﾛﾋﾞﾙ 5F
TEL03(3456)4361　FAX03(5476)7255　E-mail:info@kawa-kei.co.jp

源泉徴収票のみなし提出の特例

これまで、給与や公的年金等の支払をする事業者の方は、受給者の方がお住まいの市区町村に支払報告書を提出するほか、提出要件に該当する方については源泉徴収票を所轄税務署にも提出する必要がありました。

令和９年１月１日以後は市区町村に「給与支払報告書」又は「公的年金等支払報告書」を提出した場合には、所轄税務署に「給与所得の源泉徴収票」又は「公的年金等の源泉徴収票」を提出したものとみなされます。そのため、税務署提出用の「給与所得の源泉徴収票」や「公的年金等の源泉徴収票」を作成し、税務署へ提出する必要がなくなります。

「給与所得の源泉徴収票」については、提出側と国税側双方の事務削減を目的として、令和５年度税制改正により、令和９年提出分から、給与支払報告書の提出をもって税務署へ提出したものとみなすこととされます。同時に提出範囲もみなおされました。

源泉徴収票と給与支払報告書について

お勤め先の会社は、毎年年末調整をした後に源泉徴収票を作成して本人へ渡します。あわせて税務署が指定した要件に合う者については1/31までに法定調書合計表と共に源泉徴収票を、お勤め先のある管轄税務署へ提出しております。税務署はこの源泉徴収票を税務調査の際に資料として使用します。お勤め先の会社は、あわせて給与支払報告書を作成して1/31までに従業員の住まいの市区町村へ提出しております。

源泉徴収票と給与支払報告書は複写式の用紙で出来ており名称こそ異なりますが情報は共有しております。今回税務署側での提出省略に伴い、提出要件を税務署側が市区町村の要件に合わせ統一させました。

なお、市区町村へ提出をした場合は税務署へ提出したものとみなされますが、税務署へ提出したからと言って市区町村へ提出したものとはなりません。この場合は税務署と市区町村のどちらへも提出することになります。

給与支払報告書の役割

給与支払報告書を翌年１月３１日までにお住まいの市区町村へ提出をしますと、その結果を受けて、その年の６月以降の給料で天引きされる住民税が計算されます。市区町村役場は勤め先の会社から報告を受けることでその者が在籍しているかが把握できるので、会社へ納付書を送り、給与から住民税の天引きが開始されます。会社は役所の指示に従い毎月の住民税を天引きしてから差額の給与を振込します。この方法を**特別徴収**と呼びます。

普通徴収について

住民税納付書が直接本人へ届きます。年４回に分けて本人が納付をします。これを普通徴収と呼びます。給与所得の住民税は特別徴収が原則です。要件に満たさない場合に限り普通徴収となります。

支払報告書の提出義務

原則は全員提出をします。ただし年の中途で退職した者でその年中に支払った給与の支払金額が30 万円以下である場合は会社の判断で提出しないことも出来ます。

電子申告の義務化

令和７年分の支払調書（源泉徴収票）の提出枚数が 30 枚以上である場合、令和 9 年の提出は e-Tax による提出が義務となります。

この電子申告義務の判定は令和３年１月１日以後の提出について適用されており、当時は「1,000 枚以上」でした。その後に 100 枚以上に改正があり、令和６年度税制改正により、令和９年(2027年)１月１日以後の提出については、

30 枚以上となりました。

法定調書の種類ごとに判定をして、２年前の提出すべき枚数が 30 枚以上であれば、e-Tax による提出が義務となります。書面での提出が認められないこととなりますので、ご注意ください。

令和９年１月１日以後に提出すべき源泉徴収票は令和８年の給与支払報告書を提出することで税務署への源泉徴収票の提出は不要となります。

市区町村に提出された給与支払報告書の内容については市区町村において入力等を行った後に税務署にデータ連携されます。

市区町村に支払報告書を提出した場合は税務署へ源泉徴収票の提出は不要となりますが、合計表につきましては①給与所得の源泉徴収票②退職所得の源泉徴収票③報酬、料金、契約金及び賞与の支払調書④不動産の使用料等の支払調書⑤不動産等の譲受けの対価の支払調書⑥不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書で構成されておりますので、①の記載は不要になります。

法定調書の電子申告利用率は、昨年令和７年８月のリーフレットを見る限りでは 76.6%となっておりました。４ 人に ３ 人は e-Tax を利用していることになっています。

給与支払報告書の提出方法

給与支払報告書は、ｅＬ－ｔａｘ、光ディスク等又は書面により提出することが出来ます。いずれの方法であっても、税務署に提出したこととみなすことが出来ます。

令和８年分の給与支払報告書をｅＬ－ｔａｘで提出されたものについては令和９年２月以降、マイナポータル連携の対象になります。これにより従業員の方が確定申告をする際には給与情報が自動入力され、従業員の方が確定申告をする際に便利になります。

その他

年の中途で退職した従業員に係る給与所得の源泉徴収票は退職日以後１か月以内に税務署へ提出することとされていますが、運用上の取扱いにより、翌年１月末までにその他の給与所得の源泉徴収票とまとめて提出してよいことになっております。
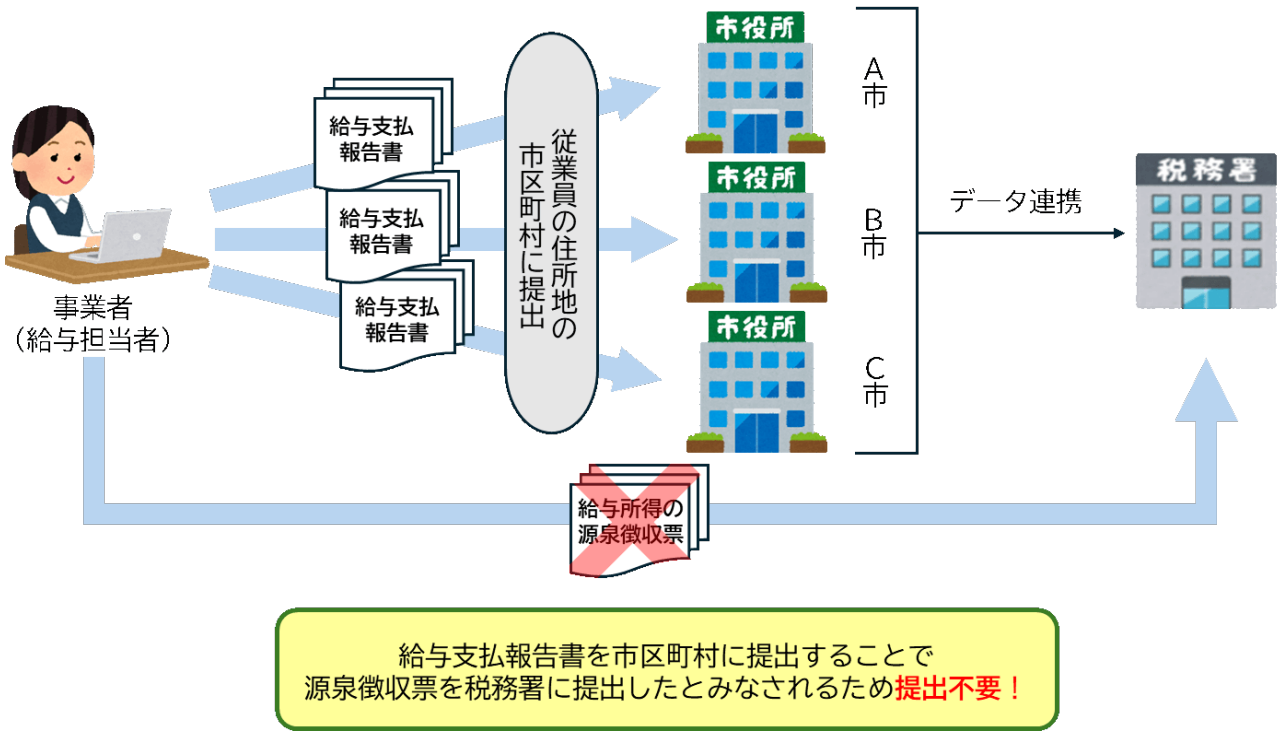
（芝事務所：山本　修）